

ノルウェーにおける文芸振興政策と公共図書館： 文芸作品調達制度に焦点を当てて

吉田 右子

The Literary Promotion Policy and Public Libraries in Norway : Focusing on Procurement System for Literature, by YOSHIDA Yuko.

本研究はノルウェーの国立文化評議会が出版社から新刊図書を買い上げ公共図書館に配付する「文芸作品調達制度」に焦点を当てて(1) 制度の概要・歴史・現状、(2) 制度をめぐる議論と課題、(3) ノルウェー文化政策における同制度の位置づけを検討した。分析の結果、文芸作品調達制度は、ノルウェー語・ノルウェー文化の保護に寄与していること、読書材の公正な配付の役割を果たすことで図書館を通じた文化へのアクセスを保障し、民主主義の醸成の場としての公共図書館の役割を強化していることを結論とした。

1. はじめに

近代公共図書館設立以来、公共図書館の中核的役割は読書材の提供であり、公共図書館の機能が多様化する中でも地域を問わず読書は図書館利用者の中心的な活動である。図書館では利用者の自発的な読書を促す様々な仕掛けをサービスに埋め込み、利用者に読書を呼びかけてきた。このような文芸振興活動は、出版物を図書館に供給する出版社との協同関係の上に成立しており、2020年に発表された *The Freckle Report* では、公共図書館が多様な読者にアプローチできる出版物の主要な流通回路であることが指摘されている¹⁾。

ノルウェーには、文化省(Kulturminister)の下部組織である文化評議会(Kulturråd)が出版社から新刊文芸図書を買い上げて図書館に送付する「文芸作品調達制度(Innkjøpsordningane for litteratur)以下、調達制度」が存在する。調達制度はノルウェー語²⁾の文芸作品をノルウェー全土の公共図書館を通じて普及させることを目的とし、制度の開始からすでに半世紀以上が経過した。北欧諸国では独自の政策を打ち出して、少数話者言語の衰退を食い止めようとしてきたが³⁾、調達制度はこうした政策の一つ

に位置づけることができる。

日本ではノルウェーの調達制度を扱った文献は、制度の概要紹介にとどまっている⁴⁾。ノルウェーにおける先行研究については、2009年にABM開発(ABM-Utvikling)⁵⁾が刊行した報告書『調達制度：強靱な文化政策』がある⁶⁾。同報告書は2009年時点での調達制度の基本的な仕組みを概観し、各カテゴリーごとにその目的、基準、評価方法などを整理している。図書館界、出版界、書籍業界など調達制度に関わる関係者が制度の理念と実践を共有することを目的としており、実践家向けの内容となっている。また2020年には文化評議会から諮問を受けてヴォルダ専科大学メディア研究科(Avdeling for mediefag, Volda Høgskulen)の研究グループが、調達制度に関する包括的な調査を実施し、報告書『議論の論理：文芸分野における文化評議会の施策』をまとめた⁷⁾。同報告書では調達制度の理念、歴史、現状、カテゴリー別の傾向及び調達制度の要となる図書の評価システム、コンテンツのデジタル化などの個別テーマが取り上げられ、ヴォルダ専科大学の研究者を中心とする専門家が多様な角度から総合的に調達制度を検討している。同報告書は15章から構成され各章は約30ページあり、各テーマに関してかなり掘り下げた議論が展開されている。本稿ではこれらの2つの報告書の成果を踏まえ、「調達制度」の全体像を射程に入れた上でこの制度を再検討し、文芸の伝播・

2022年3月24日受理

よしだ ゆうこ 筑波大学図書館情報メディア系

振興という公共図書館の本質的な役割を討究する。

本稿の目的は、公共図書館を媒介とした読書振興に関わるきわめて独自性の高い文化政策である調達制度の実態を解明し、読書装置としての公共図書館の機能を浮かび上がらせることである。以下の構成で議論を進める。2章ではノルウェーの出版・読書状況、公共図書館を概観する。3章では調達制度の歴史、現状、課題を詳細に分析する。4章では調達制度をめぐる議論を検討する。5章ではノルウェーの文化政策における制度の位置づけを検討する。6章では調達制度の意義を検討する。

2. ノルウェーにおける出版・読書・公共図書館の状況

本章では調達制度の背景となるノルウェーの出版状況及び公共図書館の概況を確認しておく。

2.1 ノルウェーの出版状況

ノルウェーの出版については考慮すべき2点の特徴がある。第1にノルウェーの人口は2020年時点で約543万人であり⁸⁾、ノルウェー語の出版物は使用話者が多い言語に比べ、出版点数の絶対数が限定されている。第2にノルウェーには公用の言語として、ブークモールとニーノシュク及びサーミ語という複数の言語がある。

ノルウェー統計局(Statistisk sentralbyrå)が刊行した『文化統計2019』を参照しながら、出版の概況をみていく⁹⁾。2019年には、8,979タイトルの図書が刊行された。このうち分類が可能であった約7,700タイトルの内訳は、出版点数が多い順に文学、社会科学、芸術・娯楽、実用科学、歴史・地理、宗教、自然科学、言語、哲学であり、文学は全刊行数の3割を超えている。文学における言語割合に関しては、ブークモールが89.2%、ニーノシュクが8.1%、サーミ語が0.8%、英語が1%、その他が0.8%となっている。

図書の総売上高は約50億ノルウェー・クローネ¹⁰⁾(約657億円)であり、オーディオブックや電子書籍の売上高が増加している。大手出版社のカッペレン・ダム(Cappelen Damm)、イルデンダール(Gyldendal)、アスケハウ(Aschehoug)の3社はノルウェーでの出版物の流通と販売に関して独自ルートを持し、文芸的に価値のある作品の刊行と商品としての図書の売り上げを両立させてきた長い伝統があり、

調達制度に採用される図書の数においても優勢である¹¹⁾。

2.2 ノルウェーの読書状況

2020年10月に国際出版連合(International Publishers Association : IPA)が刊行した報告書によれば、ノルウェーの人口の25パーセントが自由時間に読書を行い、読書時間は1日平均15分であった。読書時間は教育レベルに応じて増加し、女性が男性よりも多く読書し、特に60歳以上の年齢層に熱心な読者が多い。一方で子どもへの読み聞かせ回数が大幅に減っていることも報告されている¹²⁾。読み物の種別としては小説が57%を占めている¹³⁾。読書形態については電子書籍やオーディオブックの利用が増加している¹⁴⁾。テレビや映画の視聴が読書行動に多大な影響を与えていることも指摘されている¹⁵⁾。

子どもや若者の読書に関して報告書では深刻な問題点として、読解力の低下と読書への集中力の欠如を挙げている¹⁶⁾。ノルウェー出版社協会(Den norske Forleggerforening)と書店協会(Bokhandlerforeningen)は2019年に読書離れへの対策として、SNSを利用したキャンペーン「ノルウェー読書(Hele Norge leser)」を開始した¹⁷⁾。2019年には国立図書館と8つの文学団体が連携し読書振興プロジェクトDenbokaが開始された¹⁸⁾。

2.3 ノルウェー公共図書館の状況¹⁹⁾

2019年現在ノルウェーには665館の公立図書館があり、住民1人当たりの訪問数は4.8回、貸出数は2.3冊である。公共図書館の資料数や貸出数は減少傾向にある一方で、訪問数が増える傾向が見られる。これは文化プログラムの増加が影響している。2019年のプログラム数は2018年より3,900回増加し約64,000回となり、イベントの参加人数は10%増加している。

北欧の公共図書館は地域に開かれた公共文化施設として、近年は公論形成の場を提供してきたが、ノルウェー公共図書館ではとりわけそうした役割が重視され、2013年4月に改正された「公共図書館法(Lov om folkebibliotek)」第1条には「公共図書館は公共性を持つ会話と議論のための独立した出会いと活動の場である」という文言が取り入れられた²⁰⁾。公的議論の基盤となるのが公共図書館の有するコレクションであり、調達制度はコレクションを質的に

高めることに貢献してきた。

3. 文芸作品調達制度の概要・歴史・実態

3.1 文芸作品調達制度の概要

調達制度はノルウェー全土の公共図書館を通じて文芸作品を普及させる仕組みであり、ノルウェー言語の筆記文化とノルウェー文学の強化、ノルウェー語作家の育成、書籍の普及を目的に1965年に開始された。

制度を運用しているのは、文化評議会の下部組織であるノルウェー文化基金(Norsk kulturfond)である。まず出版社によって買い上げを希望する書籍の申し込みが行われる。その後文化評議会によって任命された審査委員会が買い上げ許可または却下の評価をし、評議会はその結果を受け取る。文化評議会が支払った金額は出版社と著者の間で分配される。

購入された図書は図書館センター(Biblioteksentralen)に送られ、各自治体は自治体の人口に基づいて決められたセット数に応じた図書を受け取る²¹⁾。

2012年から、調達制度の対象に電子書籍が正式に加わった。ノルウェー出版市場において、現在印刷図書と電子書籍は拮抗しており、電子書籍は読書推進のきっかけとなる一方で、印刷図書の市場を弱体化させ著者と出版社に影響を与えることが、電子書籍導入の際の課題となっていた²²⁾。電子書籍を調達制度に組み込むにあたり、印刷図書が刊行されていること、ライセンスは5年に限定することなどが定められた²³⁾。

3.2 文芸作品調達制度の歴史²⁴⁾

調達制度の歴史を、制度の背景となる文化政策と関連づけた上でまとめると表1のようになる。

表1 文学界の動向と文芸作品調達制度

年	事項
1893	ノルウェー作家協会(Den norske Forfatterforening : DnF) 設立
1905	スウェーデンから独立
1935	公共図書館法の制定
1959	労働者啓蒙協会(Arbeidernes Opplysningsforbund) の会議においてダイクマン図書館(Deichmanske bibliotek) 館長のヘンリック・ヤルトイ(Henrik Hjartøy) が文芸作品調達制度を提案
1965	ノルウェー文化評議会設立 文芸作品調達制度設立
1966	子ども・若者向けの調達制度が児童文学作家であるトルビヨルン・エグナー(Thorbjørn Egner) の主導で開始
1971	公共図書館法の改正
1972	ミステリー文学協会リバートンクラブ(Rivertonklubben) 設立
1978	ノルウェー・ノンフィクション作家協会(Norsk faglitterær forfatterforening : NFF) 設立
1990	ノルウェー・ノンフィクション作家協会がノルウェー・ノンフィクション翻訳者協会(Norsk faglitterær oversetterforening) と合併し、ノルウェー・ノンフィクション作家及び翻訳者協会(Norsk faglitterær forfatter- og oversetterforening : NFFO) 設立 翻訳図書を対象とした調達制度試験施行(1993年本施行)
1996	子ども・若者対象のノンフィクション(コミックを含む) 調達制度開始
2003	コミックがフィクション調達制度に組み込まれる
2005	成人を対象とするノンフィクションの調達制度試験施行(2008年から本施行)
2012	コミックを対象とする独立した調達制度開始
2013	ノンフィクション翻訳の調達制度、試験施行(2016年本施行) 公共図書館法改正

調達制度が導入された背景には、ノルウェー語文学作品の弱体化が顕著で、ノルウェーの言語・文化の衰退への強い懸念があった。具体的には海外からの安価なベストセラーの流入や少数話者言語であるノルウェー語の出版物の減少などにより、文学界ではノルウェー語文芸への危機感を強めていた。また中産階級の文化を労働者階級に浸透させることを重視した、1960年代の社会民主主義に基づく文化政策も調達制度の成立を後押しした。国が図書を買えばノルウェー全土の公共図書館に配付するアイデアを提出したのはダイクマン図書館館長であった。図書館界では計画を支持する意見と自律的なコレクション形成への妨げになるとして反対する意見に二分された。1969年に新しい調達制度が設定され、著作者の経済的援助、詩・演劇等の非主流ジャンルの文学作品の刊行の保証などが示された。当初、調達図書の質については出版社に委ねられていたが、出版社が制度を主導することを問題視した文化評議会はノルウェー図書館管理局(Statens bibliotektilsyns)の専門委員会による助言制度を導入した。2015年になると調達制度に関して購入部数、ジャンル別部数、図書の質、電子書籍の購入を検討する動きがあった。2020年からは学校図書館200校を対象とした3年間の試行プロジェクトとして、フィクション、ノンフィクション、コミックが対象校に配付されるようになった²⁵⁾。

3.3 調達制度の実態

調達制度の対象となるのはノルウェー語(ブークモール、ニーノシュクまたは方言)で書かれている、あるいはノルウェー語に翻訳されている文芸作品であり、すべてのカテゴリーに共通する条件は、(1) 文芸作品として完成度、(2) 芸術的側面・言語的側面・図書としての物理的側面で一定のレベルに達していること、(3) 十分な編集作業が行われていることである²⁶⁾。

自動調達制度(*åpen /automatisk ordning*)と選択調達制度(*selektive ordning*)があり、前者は、調達制度への参加を許可された出版協会加盟会員の出版社が登録した図書が自動的に買い上げられる。ただし審査過程で、登録図書が調達制度の対象から外される可能性もある²⁷⁾。後者は2021年度から導入された制度で、新しい出版社もしくは5年以上新刊書を出していない出版社のみが申請することができ

る²⁸⁾。

3.3.1 調達制度の主題別枠組み

2021年時点で文芸作品調達制度には、以下の8つの枠組みがある²⁹⁾。

(1) 成人対象のフィクション(自動調達)³⁰⁾

出版協会に加盟している出版社が自己登録した図書を文化評議会が刊行前に買い上げ、刊行日に該当図書が図書館に送られる仕組みとなっている。この枠組みに含まれるのは、長編小説、短編小説、詩、戯曲、絵本などのジャンルの出版物である。

(2) 成人対象のフィクション(選択的調達)³¹⁾

新規に設立された出版社もしくは自費出版者が調達制度に参加するために設けられ、ノルウェーの公共図書館のコレクションの多様性に貢献することを目的としている。その他の要件は自動調達されるフィクション作品と同様である。

(3) 子ども・若者対象のフィクション(自動調達)³²⁾

成人を対象としたフィクションの自動調達制度と同様の条件で、対象が子ども・若者のフィクション作品となる。

(4) 子ども・若者対象のフィクション(選択的調達)³³⁾

成人を対象としたフィクションの選択的調達制度と同様の条件で、対象が子ども・若者のフィクション作品となる。

(5) 翻訳作品³⁴⁾

翻訳された文学を対象とし、趣味の図書、ガイドブック、自己啓発本、教科書、学術図書などは含まれない。ノルウェーでは英語とスウェーデン語からの翻訳書が多数を占めるが、調達制度においては翻訳が少ない言語からの翻訳が優先される³⁵⁾。ノルウェー語への翻訳図書のうち25パーセントが調達制度の対象となっており³⁶⁾、翻訳図書の普及に貢献している。

(6) 成人対象のノンフィクション³⁷⁾

ノンフィクション図書を対象とした調達制度は、ノルウェー語での討論を通じた民主主義の醸成を目的として開始された³⁸⁾。趣味の図書、ガイドブック、料理本、自己啓発本、参考書、教科書、学術報告書、専門書などは対象とならない。

(7) 子ども・若者対象のノンフィクション³⁹⁾

出版社協会、ノルウェー・ノンフィクション作家・翻訳者協会及びイラストレーター、漫画家、その他のグラフィック図書の専門家協会である **Grafill** と

の合意の元で、ノンフィクション作品、絵本、コミックを対象に1996年に確立した⁴⁰⁾。

(8) コミック⁴¹⁾

安価に購入できる輸入コミックがコミック市場で主流となっていたことを背景に、ノルウェー語のコミックの創作、刊行、普及を目的に施行された⁴²⁾。作家と発行者がノルウェーに拠点を置き活動していることが要件となっている。

2019年度と2020年度のカテゴリー別予算は表2の通りである⁴³⁾。

最新の調達図書リストは文化評議会のウェブサイトから公開されている⁴⁴⁾。調達制度は小規模な出版社や新規に設立された出版社にも開かれた制度である。また調達制度を通じて新人作家の図書が一定部数買い上げられることで著作者に経済的な安定をもたらす効果があり、小規模な出版社にとっては、図書が調達制度に採用されることで経済的な恩恵をもたらされている⁴⁵⁾。

3.3.2 調達制度の審査

調達制度の審査委員会には、学界、出版業界、図書館界、文学界の代表者が含まれ、委員が多様な地域から招聘されていることが特徴の1つとなっている⁴⁶⁾。具体的には委員会は作家、翻訳者、編集者、評論家、図書館員等から構成され、文学に関わる複数の肩書きを持つ場合が多い⁴⁷⁾。著名な作家やすでに作品を数多く発表している著作者の図書は、調達制度の審査を通過する確率が高いが、審査委員会において著作活動のキャリアの長さは評価項目には入

らず、著名な作者も新人作家も評価基準に従って評価される。また出版社の規模も評価ポイントにはならない⁴⁸⁾。以下、カテゴリーごとに審査委員会の概要を示す。

(1) 子供と若者のフィクション⁴⁹⁾

編集者、文学研究者、図書館関係者2名、児童文学者2名から構成される。挿絵入りの作品を評価できる専門家が2名入り、うち1名はイラストレーターであることが条件となっている。

(2) 劇文学⁵⁰⁾

審査委員は5名の専門家から構成される。このカテゴリーは、伝統的な演劇文学から映画・テレビの脚本まで、コンテンツが多様であるためガイドラインにしたがって多岐にわたる内容の図書が審査される。

(3) 詩⁵¹⁾

審査委員には研究者2名、図書館関係者、2名の詩人が含まれている。このカテゴリーには子供・若者を対象とした詩集も含まれている。

(4) 翻訳書⁵²⁾

審査委員は文学研究者、図書館関係者、翻訳者2名で構成されている。このカテゴリーには子ども・若者を対象とした翻訳図書も含まれる。作品の内容とともに言語、テーマ、話題性、翻訳の品質を審査する。

(5) フィクション⁵³⁾

小説、短編小説、短い散文、テキスト付きのイラスト本、大人を主なターゲットグループとするテキストなしの絵本を審査する。審査委員は作家6名、

表2 2019年度・2020年度のカテゴリー別予算

カテゴリー	2019年度	2020年度
成人対象のフィクション	54,500,000	59,369,000
子ども・若者対象のフィクション	33,800,000	33,800,000
成人対象のノンフィクション	23,500,000	23,500,000
翻訳	14,900,000	14,900,000
子ども・若者対象のノンフィクション	6,200,000	6,200,000
コミック	3,800,000	3,800,000
学校図書館への調達プロジェクト	5,500,000	5,500,000
図書の輸送・流通	6,605,000	8,000,000

出典：『文化評議会年報2019』p.58より作成

*単位はノルウェー・クローネ

文学研究者1名、図書館関係者1名から構成されている。

(6) 子ども・若者対象のノンフィクション⁵⁴⁾

審査委員は図書館関係者、イラストレーター、文学研究者・作家から構成される。審査対象には絵本、コミックも含まれる。

(7) ノンフィクション⁵⁵⁾

ジャンルが多岐にわたるため、多様なテーマの図書について幅広い見識を持つメンバーが審査に携わっている。

(8) コミック⁵⁶⁾

審査委員は、コミック評論家、図書館関係者、イラストレーターの3名で構成されている。

2020年度のカテゴリー別採択率は表3の通りであった⁵⁷⁾。

出版社から送付された図書を受理した図書館センターは、ビニールコーティングを含め必要な装備を施す。その後各地の公共図書館に向けて成人向け著作、子供と若者向け著作、翻訳図書の各配送パックごとに、1年で約40回、図書セットを送付する⁵⁸⁾。表4はカテゴリーごとに定められた送付数である⁵⁹⁾。

住民数によって配付数が調整されるため、基礎自治体ごとに受け取る図書の数は異なっている⁶⁰⁾。図書館では調達制度による図書「文化基金図書」(kulturfondbøkene)を他の本と差別化するために、NK(ny kulturfond)というシールを貼付し、一定期間別置する。

表3 カテゴリー別採択率

カテゴリー	審査数	買い上げ数	採択率
成人対象のフィクション	297	220	74%
成人対象のノンフィクション	328	107	33%
子ども・若者対象のフィクション	128	98	77%
翻訳	107	62	58%
子ども・若者対象のノンフィクション	52	28	54%
コミック	37	23	62%

出典：『ノルウェー文化基金年報2020』p.14より作成

表4 調達制度図書の配付部数

カテゴリー	印刷図書	電子書籍
成人対象のフィクション(自動調達)	623	150
成人対象のフィクション(選択的調達)	623	150
子ども・若者対象のフィクション(自動調達)	1650/1680*	70
子ども・若者対象のフィクション(選択的調達)	1650/1680*	70
翻訳	502	40
成人対象のノンフィクション	703	70
子ども・若者対象のノンフィクション	1650/1680*	70
コミック	子ども・若者向け	0
	1680	
	成人向け	
	703	

出典：文芸作品調達制度のウェブサイトより作成

*配付時期によって部数が異なる

4. 文芸作品調達制度をめぐる評価と議論

4.1 調達制度に関する評価

本節では調達制度に関する出版界、図書館界、文学界における評価について論じる。

4.1.1 出版界における評価

調達制度によって、より広範囲へと出版対象を拡張できること、公共図書館を通じて読者に新刊図書を確実に届けられること、著作者が一定の報酬を受け取ることを保障していることが出版界では特に評価されている。調達制度がなければ出版タイトルの数は大幅に減少し、出版界全体が売れ行きのよい図書を優先的に刊行する商業主義的な方向に向かったとみている⁶¹⁾。調達制度は長期的な視野の元で出版計画を立てることを可能にする仕組みであるとして評価されている⁶²⁾。

4.1.2 図書館界における評価

買い上げ図書が公共図書館で継続的に受け入れられることによって、公共図書館への文芸書の安定的な供給が維持され、コレクションの多様性と質が担保されてきたことを図書館界では評価している⁶³⁾。とりわけ図書選択の専門技量を持つ司書を確保できない小規模図書館にとって調達制度は有効な制度であり、利用者は居住地にかかわらず上質の文芸作品へのアクセスが保障されている⁶⁴⁾。公共図書館では来館者と貸出数を図書館評価の指標とする一方で、図書館の本質的機能である教育的な役割に活動の焦点を当てており、調達制度はそうした図書館の根本的運営理念に馴染む制度であると図書館界では認識している⁶⁵⁾。

4.1.3 文学界における評価

調達制度の審査を通過し制度の枠組みに入ること、著作者は創作活動の将来計画を立てやすくなるという恩恵を受けている。つまり調達制度は「著作者が著作者としてあること(forfatterskap)」を支えているのであり⁶⁶⁾、著作者の文学界におけるステイタスを示すものでもある。例えばノルウェー作家センター(Norsk Forfattersentrum)やノルウェー子ども・若者作家連盟(Norske barne- og ungdomsbokforfattere : NBU)は、調達制度での図書の採用を会員資格の基準の1つとしている⁶⁷⁾。また新人作家の作品の刊行にあたり出版社は売れ行きが不透明なことによるリスクを負うことになるが、調達制度の枠組みに入ることですリスクが回避できる。さら

に公共図書館に配付されることで、読者にとって未知の著作者との出会いが確保されることも著作者から評価されている。

4.2 調達制度をめぐる議論

本節では調達制度をめぐる議論を、調達制度自体に関わる問題と、調達される図書に関わる問題に分けて論じる。

4.2.1 制度に関わる議論

第1に調達制度めぐり、国家文化政策の枠組みによる制度の運用が、公共図書館の自律的な運営を損ねているのではないかとという問題が指摘されてきた。例えば2000年代初頭、文芸作品調達制度は公共図書館の自律的なコレクション構築の自由を奪う政府による文化統制ではないかという議論が起こった。しかしながらそうした議論は調達制度自体の否定には繋がらなかった⁶⁸⁾。

第2に公共図書館への調達に関わるタイムラグの問題があった。調達方法には自動調達方式と選択調達方式の2つの枠組みがあり、後者は刊行後の審査を経たのちに図書が納入されるため、図書の刊行と図書館での貸出までに生じるタイムラグが問題視されてきた⁶⁹⁾。タイムラグを埋めるために、ノンフィクションのカテゴリーでは刊行前の原稿での審査が導入された⁷⁰⁾。タイムラグは審査委員会開催のタイミングにも関わっており、年1回から年10回を超える部門まで、審査委員会開催頻度には大きな差がある⁷¹⁾。

第3に図書館での貸出に関わる問題がある。多様なジャンルの図書へのアクセス可能性を調達制度によって確保したにもかかわらず、公共図書館での貸出資料がミステリーを中心とするベストセラーに偏っていることが報告されてきた⁷²⁾。調達制度が多様な出版物の生産に貢献する一方で、図書館の貸出が特定のジャンルに集中している実態に対し⁷³⁾、調達制度によって図書館のコレクションとなった図書の普及について、情報提供や研修制度が必要であることが指摘されている⁷⁴⁾。一方、読み手のいない図書の購入に多額の資金が投入されているとの批判は、調達制度を統括する文化評議会だけでなく、読者不在の図書や完成度が低い図書を刊行する出版社にも向けられてきた⁷⁵⁾。

4.2.2 調達対象図書の内容に関わる議論

次に調達対象図書の内容に関わる議論を検討する。

「ノルウェー公共図書館法」の第1条は「公共図書館サービスは質、多様性、適時性を重視しなければならない」と定めている⁷⁶⁾。調達制度における審査では、候補となる図書がこれらの3条件を満たしているかどうかを確認した上で、カテゴリーごとの図書の特徴や内容が検討されている⁷⁷⁾。

文学の中でも非主流な分野である詩集の選択に関してはしばしば批判が起こった。特に2000年代を通して、詩集が審査過程で拒否されることへの議論が継続的に生じた⁷⁸⁾。2006年には詩集の買取数に関して削減が提唱されたが、図書館や作家らの強い抵抗により文化評議会はそれまでの買取数を保持した⁷⁹⁾。

子ども・若者対象向けの調達制度についても、批判が頻出している。この分野は審査過程での非採択数が多く、調達図書としての非採択率は成人向けのフィクションの約2倍であるが⁸⁰⁾、この理由が児童文学の分野の位置づけの低さに起因するという指摘がある⁸¹⁾。また児童書の評価に際し、芸術的観点と教育的観点の適用をめぐる対立や⁸²⁾、テキスト重視か、イラストレーション重視かという評価観点の相違も議論となってきた⁸³⁾。

本節で見てきたように、調達制度に関する様々な批判が、制度開始以来、継続的に示されてきた。しかしながらノルウェー文芸の継承・保護のために調達制度が必要であることに関して、関係者の認識は一致しており、調達制度の存在自体が否定されることはなかった⁸⁴⁾。

5. ノルウェー文化政策と文芸作品調達制度

本章では調達制度の方針を定める文化評議会と、実際に調達制度を運用するノルウェー文化基金の役割を示した上で、各組織における調達制度の位置づけを明らかにする。

5.1 文化評議会の役割

文化評議会の存立目的は「多様な芸術と文化的表現を振起させ、芸術と文化の創造、保存、記録に貢献し、できるだけ多くの人々が芸術と文化に接することができるようにすること」である⁸⁵⁾。文化評議会は文化プロジェクトへの助成、芸術家への助成と文化振興を通じて、芸術家の地位向上と文化の多様性の強化を進める役割を果たしている。2020年度文化評議会の助成額の内訳は表5の通りであった⁸⁶⁾。

2020年は新型コロナ感染症対策関連の助成が最も多く、総額約15億ノルウェー・クローネ(約186億円)を支出した。これらの予算は文化イベントの補償金や芸術家への助成金として使われた⁸⁷⁾。芸術家への助成金に関しては新型コロナ感染症で経済的困難に陥ったとして、約10億ノルウェー・クローネ(約124億円)が、文化基金を通じて作家、音楽家、アーティスト、俳優等に配付された⁸⁸⁾。予算第2位はノルウェー文化基金である。予算第3位は、芸術家が創作に打ち込める環境を整えるための政府芸術家奨学金である。

表5 文化評議会の助成額の内訳(2020年度)

カテゴリー	助成額*1	割合
新型コロナ感染症対策	1,527,000,000	53.3%
ノルウェー文化基金*2	795,000,000	27.8%
政府芸術家奨学金	418,000,000	14.6%
音楽・映像関係	43,900,000	1.5%
クリエイティブ産業と文化経済プロジェクト	26,500,000	0.9%
博物館	24,900,000	0.87%
ナショナル・マイノリティ	13,000,000	0.45%
アマチュア劇場・ボランティア劇場	12,900,000	0.45%
ノルウェー・アイスランド文化協力	1,700,000	0.1%

出典：『文化評議会年報2020』(p.9)より作成

*1 単位はノルウェー・クローネ

*2 表5には調達制度に関わる支出は含まれていない。

文化評議会の文学政策において調達制度は、言論の自由の理念を基盤にノルウェー語文芸作品及びノルウェー語への翻訳作品をノルウェー全土に普及させる事業として位置づけられている⁸⁹⁾。

5.2 ノルウェー文化基金の役割

文化評議会の下部組織として、芸術・文化部門に対し、芸術・文化の保存、普及、アクセスを目的として助成金を提供する機関がノルウェー文化基金である⁹⁰⁾。2020年度の主要助成先と助成額は表6の通りであった⁹¹⁾。

表6 ノルウェー文化基金の主要助成領域と助成額(2020年度)

領域	助成額*	割合
音楽	394,700,000	40.2%
文学	193,400,000	19.7%
舞台芸術	167,800,000	17.1%
ビジュアルアート	128,500,000	13.1%
一般的な文化的目的	62,300,000	6.3%
文化保護	35,100,000	3.6%

出典：『ノルウェー文化基金年報2020』(p.12)より作成
*単位はノルウェー・クローネ

助成金の目的は、芸術家が創作の自由を確保し、新たな作品を創造することを保障することであるが、芸術家による創作物が広範囲に普及することで、人々の文化・芸術へのアクセスが保障される点で助成金の効果は一般市民にも波及する⁹²⁾。

文学関係支出には、文芸作品の普及、出版支援や文学振興に関わるプロジェクト、文芸作品創作のための支援などがある。2020年度の助成額は表7の通

表7 ノルウェー文化基金の文学振興に関わる助成額(2020年度)*1

カテゴリー	助成額*2
文芸作品普及	13,642,000
文学制作	6,610,000
文学プロジェクト	3,380,900
雑誌・レビュー誌	18,728,800

出典：『ノルウェー文化基金年報2020』(p.13)より作成
*1 表7には調達制度に関わる支出は含まれていない。

*2 単位はノルウェー・クローネ

りであった⁹³⁾。

調達制度はこれらの文学関係助成プロジェクトと並び、ノルウェー文化基金における文学に関わる助成・振興政策の柱の1つとして位置づけられている⁹⁴⁾。

6. 結論

本稿では公共図書館と関連づけられた文芸振興政策として、文芸作品調達制度を検討してきたが、本章ではこの制度の意義を文芸・言語保護政策、文化アクセス保障という観点から検討し、文化・芸術振興における公共図書館固有の役割に着目し調達制度を総括する。

6.1 文芸・言語保護政策としての調達制度

調達制度は少数話者言語であるノルウェー文学を保護するために作られた制度であり、文芸・言語の保護は制度の最も中心的な意義である。北欧諸国は自国の言語と文化を保護する制度を構築してきたが、ノルウェーの文芸作品調達制度は中でも最も公共図書館との関わりが深い文化政策と言える。

文学的表現に適した言語とみなされている非主流言語のニーノシュクで書かれた文芸作品は毎年一定程度、調達図書として採用されてきた。少数民族の言語であるサーミ語については、調達制度において優先的な買い上げが明示されているカテゴリーが存在する⁹⁵⁾。つまり調達制度は少数話者言語であるノルウェー語を守るとともに、国内の非主流言語を保護するという二重の役割を担っている。さらに翻訳書に関わる調達制度は、ノルウェー語ネイティブだけでなく移民によるノルウェー文化へのアクセスをも意図している。文化評議会は1998年に「モザイクプログラム」と呼ばれる移民の母語図書のノルウェー語への翻訳プロジェクトを開始したが、このプログラムは2000年から2015年までは、翻訳図書の調達制度にも正式に組み入れられていた。これは調達制度がノルウェー語の保護とノルウェー在住の移民の文化アクセス保障を同時に満たしていた例である⁹⁶⁾。

6.2 文化アクセス保障としての文芸振興政策

文化への平等なアクセスを保障することもまた調達制度の意義となっている。調達制度は、創作物の流通を文化政策として保障することで文芸の幅と厚みを担保し、それを文芸作品の普及という図書館の

中核的な機能に結びつけることで、文化へのアクセスを保障してきた。平等性はノルウェーの社会理念の中核であり、文化的平等の具現化の1つとして、すべての自治体に公共図書館が設置されている。公共図書館は文芸へのアクセスの拠点の1つであり、公共図書館の中核的機能は利用者の読書を促進する資料の提供にある。調達制度はこの機能を最大限に引き出すための仕組みであり、公共図書館における読書材の公正な配付の役割を強化している。特に予算規模が小さい小規模自治体において、調達制度が住民への平等な文化アクセス保障に貢献している。

6.3 調達制度と公共図書館の存在意義

最後に、調達制度により浮かび上がる公共図書館の基本的価値について検討する。

文化・芸術への平等なアクセス保障というノルウェーの文化政策の基本理念を、最も直接的に反映した事業である調達制度は、出版界、文学界、図書館界からの支持を得てきた。しかしながら現実には、調達制度は文学政策の理念と図書館利用者の現実的なニーズの対立・葛藤の中に置かれている。文学政策において価値のある質の高い文学の提供が掲げられる一方で、文学を普及させる役割を担う公共図書館は地方自治体によって運営される公共サービス機関であり、住民の要望に応えることも求められている⁹⁷⁾。公共図書館は教育・啓発のための資料選択と利用者からの要求という2つの極の狭間に置かれているが⁹⁸⁾、こうした状況の中で調達制度は、優れた文学を継続的に配付することを通じて、公共図書館の教育的役割を遂行してきた。

表現の自由が定められた「ノルウェー王国憲法 (Kongeriket Noregs grunnlov)」第100条には、公開された情報に基づく形での公論形成が規定されている⁹⁹⁾。公共図書館に求められる「公共性を持つ会話と議論」における公論形成の土台となるのが図書館コレクションであり、文芸作品を読みそれについて議論できることが、開かれた議論を基調とする民主主義社会の創出につながるのと考え方は、調達制度を含む文学政策の中核的理念である¹⁰⁰⁾。

6.4 総括

公共図書館はこれまで主として自館のコレクションを通じて読書振興を行ってきた。これに対し調達制度は図書館のコレクション形成の段階に関与す

ることで、文芸振興のための装置としての公共図書館の機能を強化した仕組みと捉えることができる。

ノルウェーにおける図書の流通経路として書店、図書館、ブッククラブ¹⁰¹⁾など複数の回路が存在するが、文芸調達制度が存在することで、図書館への文芸流通の回路が補強され、文芸的基盤の1つを形成している。ノルウェー語・文化を保護する多様な文化政策の中でも調達制度は、著者、出版社、書店、図書館、読者など、文芸世界におけるさまざまな関係者を結び付ける制度であり¹⁰²⁾、それが故に強靱な文化政策として位置づけることができる。

ノルウェーの文芸振興政策として実施されている文芸作品調達制度に焦点を当てて、その全体像を浮かび上がらせることにより、本稿では読書材の公正な配付及び文芸作品の配付を通じた民主主義の醸成の場としての公共図書館の役割を明らかにすることができた。今回は制度の全体像の解明を目的に議論を進めたため、文芸作品が調達された図書館側がこの制度をどのように認識し活用しているのか、また利用者はこの制度を通して図書館に配備された図書をどのように捉えているのかについては、今後の課題としたい。

注

- 1) Tim Coates, *The Freckle Report 2020: An Analysis of Public Libraries in the US, UK and Australia*. s.l., Tim Coates Books, p.39.
- 2) ノルウェー語は、多数派言語であり日常的に用いられる「ブークモール (bokmål)」と、書き言葉であり文学的言語という位置づけを持つ「ニーノシュク (nynorsk)」の2つの言語の総称である。またノルウェー北部に居住する先住民民族サーミ人はサーミ語 (samiske språka) を使用する。従ってノルウェーには公用の言語として、ブークモール、ニーノシュク、サーミ語がある。森信嘉「ノルウェーにおける言語状況と言語政策・言語教育政策」『拡大 EU 諸国における外国語教育政策とその実効性に関する総合的研究』(平成18~20年度科学研究費補助金(基盤研究 B) 報告書) 富盛伸夫編, 2009, p.2.
- 3) 石田香「デンマークにおける文化政策の動向—文学に対する政府の支援体制を中心に」『文化経済学』5(1), 2006, 3, p. 95-103; 吉田右子, 坂田ヘントネン亜希「フィンランドにおける文芸振興政策と公共図書館: 作家と図書館のための公的支援システムに焦点を当てて」『図書館界』72(3), 2020, 9, p. 108-124.
- 4) マグヌスセン矢部直美, 吉田右子, 和気尚美『文化を育むノルウェーの図書館: 物語・ことば・知識が踊る空間』新評論, 2013, p. 250-252.

- 5) 全国の文書館 (Arkive), 図書館 (Bibliotek) と博物館 (Museum) を結び付け新しい文化基盤を構築するため, 2003年に教会・文化省 (Kultur- og kirkedepartementet) の下に設立された。ABMは公文書 (arkiv), 図書館 (bibliotek) 博物館 (museum) の頭文字を意味する。2010年の組織再編で, ABM 開発は発展的に解消した。
- 6) Monica Kaasa ed., *Innkjøpsordningene: En Sterk Kulturpolitikk*. Oslo, ABM-Utvikling, 2009, 105p. (https://issuu.com/norsk_kulturrad/docs/innkjopsordningene/22). [引用日: 2022-03-19]
- 7) Lars J. Halvorsen, Anemari Neple and Paul Bjerke eds, *Logikker i Strid: Kulturrådets Virkemidler på Litteraturfeltet*. Bergen, Kulturrådet og Fagbokforlaget, 2020, 480p. (<https://www.kulturradet.no/documents/10157/aae0a415-ae8a-4df1-83b5-4202c1146b79>). [引用日: 2022-03-19]
- 8) Statistisk Sentralbyrå, Befolkning. (<https://www.ssb.no/befolkning/folketall/statistikk/befolkning>). [引用日: 2022-03-19]
- 9) Statistisk Sentralbyrå, *Kulturstatistikk 2019*. Oslo, Statistisk Sentralbyrå, 2020, p.133-145. (https://www.ssb.no/kultur-og-fritid/artikler-og-publikasjoner/_attachment/440118?_ts=1764bbe1c58). [引用日: 2022-03-19]
- 10) 1 ノルウェー・クローネは約13円である。
- 11) Lars J. Halvorsen, “Det Litterære Felt i2020,” *Logikker i Strid: Kulturrådets Virkemidler på Litteraturfeltet*. eds. Lars J. Halvorsen, Anemari Neple and Paul Bjerke, Bergen, Norsk kulturråd, 2020, p.96, 104. (<https://www.kulturradet.no/documents/10157/aae0a415-ae8a-4df1-83b5-4202c1146b79>). [引用日: 2022-03-19]
- 12) Åsfrid Hegdal, *Reading Matters: Surveys and Campaigns: How to Keep and Recover Readers*. s.l., International Publishers Association, 2020, p.51-53. (https://www.internationalpublishers.org/images/aa-content/ipa-report-s/State_of_Publishing_Reports_2020/Reading-Matters.pdf). [引用日: 2022-03-19]
- 13) Statistisk sentralbyrå, *op.cit.* 9), p.137.
- 14) Åsfrid Hegdal, *op.cit.* 12), p.51,53.
- 15) *ibid.*, p.53.
- 16) *ibid.*, p.54.
- 17) *ibid.*, p.56.
- 18) *ibid.*, p.58-59.
- 19) 公共図書館の概況に関わるデータは以下の資料を参照した。Statistisk sentralbyrå, *op.cit.* 9), p.108-110.
- 20) Kulturdepartementet, Lov om folkebibliotek. (<https://lovdata.no/dokument/NL/lov/1985-12-20-108>). [引用日: 2022-03-19]; 吉田右子「対話とエンパワーメントを醸成する21世紀の北政公共図書館」『現代の図書館』52(2), 2014, 6, p. 117, 118.
- 21) Nasjonalbiblioteket, Kulturrådets innkjøpsordninger. (<https://bibliotekutvikling.no/kulturradets-innkjopsordninger/>). [引用日: 2022-03-19].
- 22) Paul Bjerke and Lars J. Halvorsen, “Digitalisering: Dirsupsjon eller flau vind?,” *Logikker i Strid: Kulturrådets Virkemidler på Litteraturfeltet*. eds. Lars J. Halvorsen, Anemari Neple and Paul Bjerke, Bergen, Norsk kulturråd, 2020, p.365. (<https://www.kulturradet.no/documents/10157/aae0a415-ae8a-4df1-83b5-4202c1146b79>). [引用日: 2022-03-19]
- 23) 電子書籍のライセンスは県にあたる行政単位(フィルケ)で付与される。調達制度において印刷図書は5年間の保存義務があるが, 多くの資料は5年以上保管されていることがわかっている。一方, 電子書籍の場合には5年経過後は, ライセンスを購入しなおす必要がある。 *ibid.*, p.366,367. なお原則として2000年以前の図書は全て国立国会図書館のウェブサイト bokhylla.no からアクセスすることができる。
- 24) 本節は *Logikker i Strid: Kulturrådets Virkemidler på Litteraturfeltet* の第2章を参照してまとめた。Paul Bjerke, “Innkjøpsordningens(Suksess)Historie,” *Logikker i Strid: Kulturrådets Virkemidler på Litteraturfeltet*. eds. Lars J. Halvorsen, Anemari Neple and Paul Bjerke, Bergen, Norsk kulturråd, 2020, p.39-71. (<https://www.kulturradet.no/documents/10157/aae0a415-ae8a-4df1-83b5-4202c1146b79>). [引用日: 2022-03-19]
- 25) Kulturrådet, *Norsk kulturfond Årsrapport 2020*. Oslo, Kulturrådet, 2020, p.19. (<https://www.kulturradet.no/documents/10157/30444005e-9d3f-48e1-8a0d-f9497f0d614b>). [引用日: 2022-03-19]
- 26) Norsk kulturfond, Retningslinjer for den automatiske innkjøpsordningen for ny norsk skjønnlitteratur for voksne. (<https://www.kulturradet.no/documents/10157/68dab3b5-0833-4c72-9fb0-67709892f1c1>). [引用日: 2022-03-19]
- 27) Kulturrådet, Den automatiske innkjøpsordningen for ny norsk skjønnlitteratur for voksne. (<https://www.kulturradet.no/stotteordning/-/vis/automatisk-innkjopsordning-skjonnlitteratur-voksne>). [引用日: 2022-03-19]
- 28) Kulturrådet, Den selektive innkjøpsordningen for ny norsk skjønnlitteratur for voksne. (<https://www.kulturradet.no/stotteordning/-/vis/selektiv-innkjopsordning-skjonnlitteratur-voksne>). [引用日: 2022-03-19]
- 29) Kulturrådet, Innkjøpsordningane for litteratur (<https://www.kulturradet.no/innkjopsordningene>). [引用日: 2022-03-19]
- 30) Norsk kulturfond, *op.cit.* 26).
- 31) Norsk kulturfond, Retningslinjer for den selektive innkjøpsordningen for ny norsk skjønnlitteratur for voksne. (<https://www.kulturradet.no/documents/10157/1e480d45-b3d3-40f3-be86-3f9eaeedff77e>). [引用日: 2022-03-19]

- 32) Norsk kulturfond, Retningslinjer for den automatiske innkjøpsordningen for ny norsk skjønnlitteratur for barn og unge. <<https://www.kulturradet.no/documents/10157/67746592-403a-4af9-8ada-ef56ecd5eace8>>. [引用日：2022-03-19]
- 33) Norsk kulturfond, Retningslinjer for den selektive innkjøpsordningen for ny norsk skjønnlitteratur for barn og unge. <<https://www.kulturradet.no/documents/10157/49b3f9db-fa77-4524-85a7-6480b556c1ad>>. [引用日：2022-03-19]
- 34) Norsk kulturfond, Retningslinjer for innkjøpsordningen for oversatt litteratur. <<https://www.kulturradet.no/documents/10157/ac5d5ed2-91a8-43f5-aed7-c7ebb44b1162>>. [引用日：2022-03-19]
- 35) Paul Bjerke, Anemari Neple and Lars J. Halvorsen, “To Kretsløp i Oversatt Litteratur,” *Logikker i Strid: Kulturrådets Virkemidler på Litteraturfeltet*. eds. Lars J. Halvorsen, Anemari Neple and Paul Bjerke, Bergen, Norsk kulturråd, 2020, p.284. <<https://www.kulturradet.no/documents/10157/aae0a415-ae8a-4df1-83b5-4202c1146b79>>. [引用日：2022-03-19]
- 36) *ibid.*, p.288.
- 37) Norsk kulturfond, Retningslinjer for innkjøpsordningen for ny norsk sakprosa. <<https://www.kulturradet.no/documents/10157/90972a88-6c27-4c8d-a739-6f48162e6555>>. [引用日：2022-03-19]
- 38) Bjarne Riiser Gundersen, “Sakprosaens Gjennombrudd og Innkjøpsordningen,” *Logikker i Strid: Kulturrådets Virkemidler på Litteraturfeltet*. eds. Lars J. Halvorsen, Anemari Neple and Paul Bjerke, Bergen, Norsk kulturråd, 2020, p.262. <<https://www.kulturradet.no/documents/10157/aae0a415-ae8a-4df1-83b5-4202c1146b79>>. [引用日：2022-03-19]
- 39) Norsk kulturfond, Retningslinjer for innkjøpsordningen for ny norsk sakprosa for barn og unge. <<https://www.kulturradet.no/documents/10157/92242b75-19f5-4ed7-99c5-fff3059c2308>>. [引用日：2022-03-19]
- 40) Lars J. Halvorsen and Irene Hillestad, “Vilkår for Visuell Litteratur,” *Logikker i Strid: Kulturrådets Virkemidler på Litteraturfeltet*. eds. Lars J. Halvorsen, Anemari Neple and Paul Bjerke, Bergen, Norsk kulturråd, 2020, p.320. <<https://www.kulturradet.no/documents/10157/aae0a415-ae8a-4df1-83b5-4202c1146b79>>. [引用日：2022-03-19]
- 41) Norsk kulturfond, Retningslinjer for innkjøpsordningen for nye norske tegneserier. <<https://www.kulturradet.no/documents/10157/70c3a575-0f56-47fc-abc6-ce752806c829>>. [引用日：2022-03-19]
- 42) Lars J. Halvorsen and Irene Hillestad, *op.cit.* 40), p.315.
- 43) Kulturrådet, Årsrapport Kulturrådet 2019. Oslo, Kulturrådet, p.58. <<https://www.kulturradet.no/vis-publikasjon/-/arsrapport-kulturradet-2019>>. [引用日：2022-03-19]
- 44) Kulturrådet, Vedtakslister. <<https://www.kulturradet.no/tildelingslister?categoryIds=11652,11640>>. [引用日：2022-03-19]
- 45) ただし買い上げ対象となる図書を多く刊行しているのは、出版界で確固たる地位を築いている出版社である。例えば成人向けのフィクションに関して、2015年から2019年の5年間の調査では、経営が安定した知名度の高い出版社16社が、86パーセントを占めている。Lars J. Halvorsen, *op.cit.* 11), p.81.
- 46) Paul Bjerke, Anemari Neple, “Skjønnlitteratur for Voksne: Forutsigbarhet og få Avslag,” *Logikker i Strid: Kulturrådets Virkemidler på Litteraturfeltet*. eds. Lars J. Halvorsen, Anemari Neple and Paul Bjerke, Bergen, Norsk kulturråd, 2020, p.158. <<https://www.kulturradet.no/documents/10157/aae0a415-ae8a-4df1-83b5-4202c1146b79>>. [引用日：2022-03-19]
- 47) Lars J. Halvorsen, *op.cit.* 11), p.75.
- 48) Kulturrådet, Ofte stilte spørsmål til innkjøpsordningen for ny norsk skjønnlitteratur. <<https://www.kulturradet.no/litteratur/vis-artikkel/-/ofte-stilte-sporsmal-til-innkjopsordningen-for-ny-norsk-skjonnlitteratur>>. [引用日：2022-03-19]
- 49) Kulturråd, Rapport fra Vurderingsutvalget for ny norsk skjønnlitteratur for barn og unge utgivelsesåret 2020. Oslo, Kulturråd, 2021, 8p. <<https://www.kulturradet.no/documents/10157/5bd1d7f0-1c0a-4bf1-9ff2-1ee91ad4f323>>. [引用日：2022-03-19]
- 50) Kulturråd, Rapport fra vurderingsutvalget for dramatik 2020. Oslo, Kulturråd, 2021, 3p. <<https://www.kulturradet.no/documents/10157/9966f134-e2db-440d-9f8e-42fe1c38055c>>. [引用日：2022-03-19]
- 51) Kulturråd, 2020 Rapport fra vurderingsutvalget for lyrikk. Oslo, Kulturråd, 2021, 7p. <<https://www.kulturradet.no/documents/10157/66470e63-6872-4ab7-ae63-2c67775b1e75>>. [引用日：2022-03-19]
- 52) Kulturråd, Rapport fra vurderingsutvalget for oversatt litteratur -2020. Oslo, Kulturråd, 2021. <<https://www.kulturradet.no/documents/10157/8cf64e33-11e7-4ea9-9660-1c4bad07a7ac>>. [引用日：2022-03-19] 8p.
- 53) Kulturråd, Rapport fra vurderingsutvalget for prosa 2020. Oslo, Kulturråd, 2021, 10p. <<https://www.kulturradet.no/documents/10157/33a532da-7b10-4c62-8f96-1f054c858019>>. [引用日：2022-03-19]
- 54) Kulturråd, Rapport fra vurderingsutvalget for ny norsk sakprosa for barn og unge 2020. Oslo, Kulturråd, 2021, 5p. <<https://www.kulturradet.no/documents/10157/678d6f>>

- 4f-8ee5-4b8e-8160-4d1258958392). [引用日: 2022-03-19]
- 55) Kulturråd, Rapport fra vurderingsutvalget for sakprosa 2020. Oslo, Kulturråd, 2021, 23p. <<https://www.kulturradet.no/documents/10157/80e02bbf-16db-4d77-887b-ecd16187e1ea>>. [引用日: 2022-03-19]
- 56) Kulturråd, Rapport fra vurderingsutvalget for tegneserier 2020. Oslo, Kulturråd, 2021, 23p. <<https://www.kulturradet.no/documents/10157/b3d6a896-f6c5-482b-83e8-afe1a51dac94>>. [引用日: 2022-03-19]
- 57) Kulturrådet, *op.cit.* 25), p.14.
- 58) Biblioteksentralen, Utsending av kulturfondbøker til bibliotekene. <<https://www.bibsent.no/kundesenter/kulturfondboker/utsending-av-kulturfondboker-til-bibliotekene>>. [引用日: 2022-03-19]
- 59) Kulturrådet, *op.cit.* 29).
- 60) Nasjonalbiblioteket, Nasjonalbibliotekets ansvar og ny fordelingsnøkkel. <<https://bibliotekutvikling.no/kulturradets-innkjopsordninger/#fordelingsn%C3%B8kkel>>. [引用日: 2022-03-19]
- 61) Paul Bjerke and Anemari Neple, *op.cit.* 46), p.160.
- 62) Paul Bjerke, *op.cit.* 24), p.57-58.
- 63) *ibid.*, p.62.
- 64) Lars J. Halvorsen and Bente Gunn Lien, “Kulturfondbøkene i Biblioteka,” *Logikker i Strid: Kulturrådets Virkemidler på Litteraturfeltet*. eds. Lars J. Halvorsen, Anemari Neple and Paul Bjerke, Bergen, Norsk kulturråd, 2020, p.396. <<https://www.kulturradet.no/documents/10157/aae0a415-ae8a-4df1-83b5-4202c1146b79>>. [引用日: 2022-03-19]
- 65) *ibid.*, p.405.
- 66) Bjarne Riiser Gundersen, *op.cit.* 38), p.228.
- 67) *ibid.*, p.229-230.
- 68) Lars J. Halvorsen and Bente GunnLien, *op.cit.* 64), p.389. なお文芸作品調達制度だけでなく、ノルウェーにおいて芸術活動に対する国からの助成額の割合が高く、そのことが芸術分野の自律性を弱めているという指摘がある。Paul Bjerke, Lars J. Halvorsen, “Strid Mellom Logikker,” *Logikker i Strid: Kulturrådets Virkemidler på Litteraturfeltet*. eds. Lars J. Halvorsen, Anemari Neple and Paul Bjerke, Norsk kulturråd, Bergen, 2020, p.15. <<https://www.kulturradet.no/documents/10157/aae0a415-ae8a-4df1-83b5-4202c1146b79>>. [引用日: 2022-03-19]
- 69) Lars J. Halvorsen and Bente GunnLien, *op.cit.* 64), p.407. 図書をスピーディーに提供するために、納入制度の候補リストに挙げられている図書を図書館予算で購入する例も報告されている。*ibid.*, p.407.
- 70) *ibid.*, p.407.
- 71) *ibid.*, p.410.
- 72) Monica Kaasa ed., *op.cit.* 6), p.38.
- 73) Lars J. Halvorsen and Bente GunnLien, *op.cit.* 64), p.387.
- 74) Lars J. Halvorsen, Paul Bjerke and Anemari Neple, “Sterk Legitimitet under Eksternt Press,” *Logikker i Strid: Kulturrådets Virkemidler på Litteraturfeltet*. eds. Lars J. Halvorsen, Anemari Neple and Paul Bjerke, Bergen, Norsk kulturråd, 2020, p.464. <<https://www.kulturradet.no/documents/10157/aae0a415-ae8a-4df1-83b5-4202c1146b79>>. [引用日: 2022-03-19]
- 75) Paul Bjerke, *op.cit.* 24), p.53-54.
- 76) Kulturdepartementet, *op.cit.* 20)
- 77) たとえばミステリーを調達制度のカテゴリーから排除するかどうかについての議論の中で、文化評議会は特定のジャンルを制度から排除せず、カテゴリーの特徴を踏まえた上で評価する立場を打ち出した。Paul Bjerke, *op.cit.* 24), p.66.
- 78) Paul Bjerke and Anemari Neple, *op.cit.* 46), p.169-171.
- 79) Paul Bjerke, *op.cit.* 24), p.59-60.
- 80) Paul Bjerke and Anemari Neple, “Skjønnlitteratur for Barn og Unge: Mange Avslag og Frustrasjon,” *Logikker i Strid: Kulturrådets Virkemidler på Litteraturfeltet*. eds. Lars J. Halvorsen, Anemari Neple and Paul Bjerke, Bergen, Norsk kulturråd, 2020, p.195. <<https://www.kulturradet.no/documents/10157/aae0a415-ae8a-4df1-83b5-4202c1146b79>>. [引用日: 2022-03-19]
- 81) *ibid.*, p.189.
- 82) *ibid.*, p.190-191.
- 83) Irene Hillestad and Lars J. Halvorsen, “Vurdering av Visuell Litteratur,” *Logikker i Strid: Kulturrådets Virkemidler på Litteraturfeltet*. eds. Lars J. Halvorsen, Anemari Neple and Paul Bjerke, Bergen, Norsk kulturråd, 2020, p.354-355.
- 84) Lars J. Halvorsen and Paul Bjerke and Anemari Neple, *op.cit.* 74), p.463.
- 85) Kulturrådet, *op.cit.* 43), p.13.
- 86) Kulturrådet, *Årsrapport Kulturrådet 2020*. Oslo, Kulturrådet, p.9. <<https://www.kulturradet.no/documents/10157/2dbdf4c1-d849-450d-9062-3dcb9e3b678d>>. [引用日: 2022-03-19]
- 87) 2020年度の新型コロナウイルス感染症に対する文化評議会の対応については以下を参照。*ibid.*, p.13-15.
- 88) Kulturrådet, *op.cit.* 25), p.5-6.文化基金の芸術家へのコロナ対策助成金によって、ストーリーミングコンサートやパフォーマンス、芸術や文化遺産のアプリの普及、アーティスト間のデジタル制作コラボレーション、屋外でのコンサートや戸外での芸術体験などのプロジェクトが実施された。*ibid.*, p.29.
- 89) Kulturrådet, *op.cit.* 43), p.53.
- 90) Kulturrådet, Norsk kulturfond. <<https://www.kulturradet.no/norsk-kulturfond>>. [引用日: 2022-03-19]
- 91) Kulturrådet, *op.cit.* 25), p.12.

- 92) Kulturrådet, *op.cit.* 43), p.36.
- 93) Kulturrådet, *op.cit.* 25), p.13.
- 94) Kulturrådet, *op.cit.* 43), p.54.
- 95) Norsk kulturfond, *op.cit.* 31), p.3.
- 96) Paul Bjerke, Anemari Neple and Lars J. Halvorsen, *op.cit.* 35), p.275,276.
- 97) Lars J. Halvorsen and Bente Gunn Lien, *op.cit.* 64), p.385.
- 98) Lars J. Halvorsen, *op.cit.* 11), p.102,103.
- 99) Justis- og beredskapsdepartementet, Kongeriket Noregs grunnlov. <<https://lovdata.no/dokument/NL/lov/1814-05-17-nn>>. [引用日：2022-03-19]
- 100) Synnøve Lindtner and Janne Bjørgan “Tilskuddsordning for Litteraturformidling og den Litterære Offentligheten,” *Logikker i Strid: Kulturrådets Virkemidler på Litteraturfeltet*. eds. Lars J. Halvorsen, Anemari Neple and Paul Bjerke, Bergen, Norsk kulturråd, 2020, p.426. <<http://www.kulturradet.no/documents/10157/aae0a415-ae8a-4df1-83b5-4202c1146b79>>. [引用日：2022-03-19]
- 101) マグヌスセン矢部直美他, 前掲4), p. 258.
- 102) Monica Kaasa ed., *op.cit.* 6), p.7.